

# 平成18年度垂井町行財政改革実施状況

平成18年10月1日現在

プログラム	現状 (改革前)	実施状況
民間委託の検証・実施	街灯の球替 町所有の高所作業車を使用し、職員によって街路灯の球替等の作業を実施してきた。	街灯の球替等の業務を専門業者へ委託した。(高所作業車を廃車)
	町民プールは直営で行っていた。	H18年度より民間委託を実施した。
専決金額の見直しの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>町 長－100万円以上の収入、支出、契約、物件の取得等</li> <li>助 役－20万円以上100万円未満の収入、支出、契約、物件の取得等</li> <li>教育長－30万円未満の収入、支出、契約、物件の取得等</li> <li>各課長－20万円未満の収入、支出、契約、物件の取得等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>町 長－130万円以上の収入、支出、契約、物件の取得等</li> <li>助 役－50万円以上130万円未満の収入、支出、契約、物件の取得等</li> <li>教育長－130万円未満の収入、支出、契約、物件の取得等</li> <li>各課長－50万円未満の収入、支出、契約、物件の取得等</li> </ul> (平成18年4月1日から施行)
長寿者褒賞事業の見直しの実施	H17年度まで75歳以上に祝品、85歳該当者に座布団、95歳該当者に記念品を支給していた。	77歳、88歳、99歳の該当者に祝品を配布した。(節目支給)
敬老祝賀事業(ふれあい長寿フェア)の見直しの実施	H17年度参加記念品を配布していた。	参加記念品の単価を見直した。
高齢者体育大会の見直しの実施	H17年度まで高齢者体育大会を開催していた。	H18年度高齢者体育大会を廃止した。地区体育大会や健康増進事業を促進した。
母子福祉手当支給事業の見直しの実施	H17年度4,014千円を支給していた。	H18年度廃止した。
福祉カレンダー配布事業の見直しの実施	H17年度まで作成していた。	福祉カレンダーを廃止した。平成19年からは広報紙へ包含する。
母子保健事業 母子栄養強化事業の見直しの実施	H17年度まで実施していた。	H18年度廃止した。
組織機構の見直しの実施	11課 1室 33係	<ul style="list-style-type: none"> <li>11課 1室 31係</li> <li>H18年度から住民課と厚生課を統廃合し、住民課、健康福祉課とした。</li> </ul>
各種委員会等の統廃合・委員数の見直しの実施	情報公開審査会(定数5人) 個人情報保護審査会(定数5人)	H18年度から情報公開等審査会(定数5人)に統合した。
	学校給食センター運営審議会 15人	H18年度から委員数を10人に見直した。
	社会教育委員の会 12人 生き生きライフ推進協議会 30人	H18年度から社会教育委員の会と生き生きライフ推進協議会を統合して社会教育委員の会とし、委員数を15人とした。
定員適正化計画の推進	H17.4.1現在 226名	H17年度中退職者数 12名 H18.4.1採用者数 1名 H18.4.1 215名(定員適正化計画 224名)
臨時職員の雇用の見直しの実施	H16.4.1 雇用形態の統一化を図った。	H18.4.1 賃金単価の見直しを図った。

プログラム	現状 (改革前)	実施状況
常勤特別職等の給料の見直しの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町長・・・730千円 (H17.4.1改定)</li> <li>・助役・・・650千円</li> <li>・収入役・・・605千円</li> <li>・教育長・・・505千円</li> </ul>	H18.4.1改定 <ul style="list-style-type: none"> <li>・助役・・・625千円</li> <li>・収入役・・・580千円</li> <li>・教育長・・・485千円</li> </ul>
特殊勤務手当の見直しの実施	17種類の特殊勤務手当を支給していた。	H18.4.1 次の手当を廃止した。 職務手当、運転手当(マイクロバス除く)、 電気作業手当、保健衛生業務手当 用地交渉手当、クレーン作業手当
職員旅費の日当の廃止	日当(100Km以上の旅行) 町長、助役、収入役 教育長 2,600円 一般職員 2,200円	日当をH18.4.1廃止した。
窓口時間の延長の実施・見直し	H17年7月から、夜間窓口時間を試行的に 午後6時15分まで延長実施	H18年4月から本格実施した。
町独自電算からパッケージソフトへの移行	独自の電算システムで実施していた。	パッケージソフトへの移行進行中である。
広報たるいの充実	広報モニター制度なし。	広報モニター制度を発足した。 (7/21 第1回会議開催)
地域ふれあいトークの実施	H15年9月～11月 計15回実施した。	7月中旬から町内7地区において実施した。
まちづくり提案箱の充実	庁舎に1箇所設置している。	6月下旬から7地区公民館へ増設した。
すでに管理委託を実施している施設の指定管理者制度の導入	垂井町生きがいセンター、垂井町サービスセンター、けやきの家については、社会福祉協議会へ管理委託している。	H18年度指定管理者制度をそれぞれ導入した。
定数及び報酬の見直し	定数 18人 報酬 議長 305千円 副議長 260千円 議員 245千円	定数 13人 (次の一般選挙から) 報酬 議長 290千円 副議長 250千円 議員 235千円 にそれぞれ引き下げた。